

マイナビ訪問看護ステーション 大阪 運営規程

【事業の目的】

第1条 この規程は、株式会社マイナビナースケアが設置するマイナビ訪問看護ステーション 大阪（以下「ステーション」という。）の職員及び業務管理に関する重要事項を定めることにより、ステーションの円滑な運営を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重した指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護（以下「訪問看護」という。）の事業（以下「事業」という。）の適正な運営及び利用者の立場に立った適切な訪問看護の提供を確保することを目的とする。

【運営の方針】

第2条 ステーションは、訪問看護を提供することにより、生活の質を確保し、健康管理及び日常生活活動の維持・回復を図るとともに、在宅医療を推進し、快適な在宅療養ができるよう努めなければならない。

2 ステーションは、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止に資するよう、その療養上の目標を設定し、計画的に行うものとする。

3 ステーションは、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

4 ステーションは事業の運営にあたって、関係区市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、保健所及び近隣の他の保健・医療又は福祉サービスを提供する者との密接な連携を保ち、総合的なサービスの提供に努めなければならない。

5 ステーションは訪問看護の提供の終了に際して、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治医及び居宅介護支援事業者への情報の提供を行うものとする。

6 ステーションは「大阪市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」（平成25年3月4日大阪市条例第26号）及び「大阪市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例」（平成25年3月4日大阪市条例第31号）に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

【事業の運営】

第3条 ステーションは、この事業の運営を行うにあたっては、主治医の訪問看護指示書（以下「指示書」という。）に基づく適切な訪問看護の提供を行う。

2 ステーションは、訪問看護を提供するにあたっては、ステーションの保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下「看護師等」という。）又は看護補助者によってのみ訪問看護を行うものとし、第三者への委託によって行ってはならない。

【事業の名称及び所在地】

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1)主たる事業所

名称：マイナビ訪問看護ステーション 大阪

所在地：大阪市西区阿波座一丁目 13 番 16 号 松本フォレストビル 902 号室

(2)出張所

名称：マイナビ訪問看護ステーション 大阪 枚方サテライト

所在地：大阪府枚方市山之上四丁目 24 番 1 号

【職員の職種、員数及び職務内容】

第 5 条 ステーションに勤務する職種、員数及び職務内容は次の通りとする。

- (1) 管理者：看護師若しくは保健師 1 名（常勤職員、訪問看護師と兼務）

管理者は、主治医の指示に基づき適切な事業の運営が行われるよう必要な管理及び従業者の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている訪問看護の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項についての指揮命令を行う。

- (2) 看護職員：保健師、看護師又は准看護師 常勤換算 2. 5 名以上（内、常勤 1 名以上）

主治医の指示による訪問看護計画書及び報告書を作成し（准看護師を除く）、訪問看護を担当する。

- (3) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士：適当数

看護職員の代わりに、看護業務の一環としてのリハビリテーションを担当する。

【営業日及び営業時間等】

第 6 条 ステーションの営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- (1) 営業日：月曜日から土曜日まで

12 月 30 日から 1 月 3 日までを除く

- (2) 営業時間・サービス提供時間：午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分までとする

【訪問看護の利用時間及び利用回数】

第 7 条 居宅サービス計画書に基づく訪問看護の利用時間及び利用回数は、当該計画に定めるものとする。ただし、医療保険適用となる場合を除く。

【訪問看護の提供方法】

第 8 条 訪問看護の提供方法は次のとおりとする。

- (1) 利用者が主治医に申し出て、主治医がステーションに交付した指示書により、訪問看護計画書を作成し訪問看護を実施する。

- (2) 利用者に主治医がいない場合は、ステーションから居宅介護支援事業所、地域包括支援センター、地区医師会、関係区市町村等、関係機関に調整等を求め対応する。

【訪問看護の内容】

第 9 条 訪問看護の内容は次のとおりとする。

- (1) 病状の観察

病気や障がいの状態、血圧・体温・脈拍などのチェック、異常の早期発見

(2) 療養上の世話

清拭・洗髪・入浴介助、食事（栄養）及び排泄等の介助、指導

(3) 薬の指導

薬の飲み方の指導、残薬の確認など

(4) 診療の補助

褥瘡の予防・処置、点滴・カテーテル管理等の医療処置

(5) 精神疾患・認知症のケア

利用者と家族の相談、対応方法の助言など

(6) リハビリテーションに関すること

(7) 家族の支援に関すること

家族への療養上の指導・相談

【緊急時における対応方法】

第 10 条 看護師等は訪問看護実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた時は、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うものとする。主治医への連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な処置を講ずるものとする。

2 前項について、しかるべき処置をした場合には、速やかに管理者及び主治医に報告しなければならない。

【利用料等】

第 11 条 ステーションは、基本利用料として介護保険法等に規定する厚生労働大臣が定める額の支払いを利用者から受けるものとする。

介護保険で居宅サービス計画書に基づく訪問看護を利用する場合は、介護報酬告示上の額の 1 割、2 割又は 3 割を徴収するものとする。但し、支給限度額を越えた場合は、全額利用者の自己負担とする。

2 基本利用料のほか下表の保険外サービスの場合、その他の利用料として、ステーションは下表の額の支払いを利用者から受けるものとする。なお、消費税、地方消費税は別途とする。

3 ステーションは利用料の支払を受けたとき、利用者又はその家族に対し基本利用料とその他の利用料とを区分した領収書を交付することとする。

4 ステーションは訪問看護の提供に開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、基本利用料並びにその他の利用料の内容及び金額に関し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

項目	料金（円・税別）
訪問看護と連携して行われる死後の処置料	営業時間内 10,000
訪問看護が 1 時間 30 分を超える場合の超過部分	30 分毎に 3,000
営業日以外の訪問看護（医療保険）	1 時間 30 分まで 1 回 9,000
	1 時間 30 分以降 30 分毎に 3,000

おむつ代など日常生活上必要な物品の費用	実費
通常の事業の実施地域を越えた場合の交通費	実費

【通常の事業の実施地域】

第12条 通常の事業の実施地域は、下記の通りとする。

(1) マイナビ訪問看護ステーション 大阪

大阪市全域・堺市の一部、東大阪市

※堺市は堺区・北区のみとする。

(2) マイナビ訪問看護ステーション 大阪 枚方サテライト

大阪府

枚方市・寝屋川市・交野市・門真市・守口市・高槻市・摂津市・茨木市・大東市・四条畷市

京都府

八幡市・京田辺市・久世郡久御山町

【相談・苦情対応】

第13条 ステーションは、利用者からの相談、苦情等に対する窓口を設置し、指定居宅サービス等に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応する。

2 ステーションは、前項の苦情の内容等について記録し、当該利用者の契約終了の日から2年間保存する。

【事故処理】

第14条 ステーションは、サービス提供に際し、利用者に事故が発生した場合には、速やかに区市町村、介護支援専門員、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

2 ステーションは、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録し、当該利用者の契約終了の日から2年間保存する。

3 ステーションは、サービスの提供に伴い、ステーションの責めに帰すべき事由により利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を行う。

【衛生管理等】

第15条 看護師等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、ステーションの設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

【個人情報の保護】

第16条 ステーションは利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

2 ステーションが得た利用者の個人情報については、ステーションでの介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者またはその代理

人の了承を得るものとする。

【虐待防止に関する事項】

第 17 条 ステーションは、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講じるものとする。

- (1) 利用者及びその家族からの苦情処置体制の整備
- (2) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- (3) その他虐待防止のために必要な措置

2 ステーションは、サービス提供中に、当該ステーションの職員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

【その他運営についての留意事項】

第 18 条 ステーションは、社会的使命を充分認識し、職員の資質向上を図るために次に掲げる研修の機会を設け、また、業務体制を整備するものとする。

- (1) 採用後 3 ヶ月以内の初任研修
- (2) 年 1 回以上の業務研修

2 ステーションは、利用者に対する指定訪問看護等の提供に関する諸記録を整備し、当該利用者の契約終了の日から 5 年間保管しなければならない。

3 職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。退職後も同様とする。

4 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は株式会社マイナビナースケアとステーションの管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

1. この規程は、令和 3 年 1 月 1 日から施行する。
2. この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から改定施行する。
3. この規定は、令和 6 年 7 月 1 日から改定施行する。